

東京都板橋区個人番号カード出張申請事業に付随する  
板橋区商品券交付事業実施要綱

令和３年１１月１８日区長決定  
(一部改正 令和４年５月２日区長決定)

(目的)

第１条 この要綱は、個人番号カード(「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成２５年法律第２７号)第２条第７項に規定するものをいう。)の普及促進を目的として板橋区(以下「区」という。)が予算の範囲内において実施する、個人番号カードの交付手続に付随した商品券(板橋区商店街振興組合連合会が発行する板橋区内共通商品券をいう。以下「区内共通商品券」という。)の交付事業について必要な事項を定める。

(交付対象者)

第２条 交付対象者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和４年５月１５日から令和４年１１月３０日までの間に、区施設、商店街その他の別に定める場所に区が設ける出張申請会場での申請勧奨に応じ、個人番号カードの交付申請を行うこと。
- (2) 前号の交付申請前に、個人番号カードの交付申請をしたことがないこと(次に掲げる場合に該当するものを含む。)
  - ア 申請に不備があり、申請行為が成立していない場合
  - イ 申請行為成立後、取下等により申請が取りやめとなった場合
- (3) 第１号の交付申請後、区から個人番号カードの交付を受けること。

２ 前項の規定にかかわらず、板橋区長(以下「区長」という。)は、特別な事情により交付対象者に相当すると認めた者に対しては、区内共通商品券を交付することができる。

(交付額)

第３条 交付する区内共通商品券の額は、交付対象者１人につき２,０００円とする。

(交付方法等)

第４条 区は、交付対象者に対し、個人番号カード交付後に区内共通商品券を原則として手交する。この場合において、区は、交付の際に板橋区内共通商品券受領書(別記第１号様式)を徴するものとする。

- ２ 交付対象者の代理人が区内共通商品券を受領する場合の取り扱いは、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領個人番号カード交付の基準(平成２７年９月２９日総務省自治行政局住民制度課第１３７号)に準ずる。
- ３ 区は、前２項の規定により交付した区内共通商品券について、紛失、汚損、棄損

等いかなる事由が生じた場合であっても、再交付は行わない。

（交付期限）

第5条 区内共通商品券の交付期限は、令和5年2月28日までとする。ただし、区長が特別の事情があると認めた者にあつては、交付期限を令和5年3月24日までとすることができる。

（区内共通商品券の取扱い）

第6条 区内共通商品券の有効期限は、区内共通商品券に記載されている有効期限日までとする。

2 交付した区内共通商品券については、区及び板橋区商店街振興組合連合会は、換金・交換には応じないものとする。

（不当利益の返還）

第7条 この要綱の規定により区内共通商品券の交付を受けた者が、その後に交付対象者に該当しないことが判明した場合、区は、既に交付した区内共通商品券（区内共通商品券を既に使用している場合は、使用した区内共通商品券に相当する額の現金）の返還を求めることができる。

（所管）

第8条 この要綱に関する事務は、区民文化部戸籍住民課が担当する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、区民文化部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、改正後の第2条の規定により交付対象者となる者について適用し、改正前の第2条の規定により交付対象者となる者については、なお従前の例による。

令和      年      月      日

## 連絡先

代理人  
連絡先

☐ 上記と同じ（チェックを入れてください。）

|          |       |
|----------|-------|
| 交付       | 入力    |
| 年 月 日    | 年 月 日 |
| (交付場所: ) |       |